監 発 第 2 6 号 平成 27 年 7 月 29 日

庄内町長 原田 眞樹 殿

庄内町監査委員 斎 藤 昌 史 庄内町監査委員 石 川 保

財政援助団体監査結果報告書の提出について

### 財政援助団体等監査結果報告書

### 1 監査の概要

### (1) 監査の対象

株式会社イグゼあまるめに対する財政援助に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

「補助金等の名称及び金額」

- ・庄内町プール事業運営安定化補助金 5,000 千円
- ・株式会社イグゼあまるめ出資金 9,000 千円 (出資金計 19,000 千円)

# (2) 監査を執行した日時

平成 27 年 7 月 28 日 (火曜) 午前 9 時 30 分から午前 11 時 30 分

# (3) 実施した監査の手続き

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、当該団体に対する補助金等に係る出納その他の事務の執行について、提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続きを実施した。

#### 2 監査の結果

補助金等に係る出納その他の事務の執行については総体に概ね良好であると認められた。

プール事業を維持するための経営努力は認めるものの、今後の経営が好転するとは言い難い状況である。今後の経営方針については、事業の見直しも含め関係機関と協議されたい。

庄内町長 原田 眞樹 殿

庄内町監査委員 斎藤 昌史 庄内町監査委員 石川 保

公の施設の指定管理者監査結果報告書の提出について

## 公の施設の指定管理者監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、指定管理者が行う公の施設の管理にかかる出納及びその他の事務の執行で、当該施設管理に係るものについて監査を実施した。

### 1 監査の概要

### (1) 監査の対象

株式会社イグゼあまるめ (庄内町余目字土堤下 36 番地 1) 指定管理施設: 庄内町まちなか温泉 (庄内町余目字土堤下 35 番地 2)

# (2) 監査を執行した日時

平成 27 年 7 月 28 日 (火曜) 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分

### (3) 監査の範囲

平成 26 年度に指定管理者が行った「庄内町まちなか温泉」の施設管理に係る出納その他の事務の執行について、当該団体から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続きを実施した。

#### 2 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されているものと認められた。 総体に概ね良好であると認められた。

監 発 第 2 8 号 平成 27 年 7 月 29 日

庄内町長 原田 眞樹 殿

庄内町監査委員 斎 藤 昌 史 庄内町監査委員 石 川 保

財政援助団体監査結果報告書の提出について

## 財政援助団体等監査結果報告書

# 1 監査の概要

# (1) 監査の対象

庄内町商工会に対する財政援助に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

### 補助金等の名称及び金額

・庄内町商工会事業補助金	9,111 千円
・庄内町商工ふれあい会館建設支援事業補助金	3,414 千円
・商工業振興支援事業補助金(後継者育成支援事業)	834 千円
・商店街活性化キャンペーン事業補助金	1,274 千円
・食を活用した賑わい創出事業補助金(たべぶら事業)	800 千円
•一店逸品運動推進事業補助金	600 千円

### (2) 監査を執行した日時

平成 27 年 7 月 29 日(水曜) 午前 9 時 30 分から午前 11 時 30 分

### (3) 実施した監査の手続き

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、当該団体に対する補助金等に係る出納 その他の事務の執行について、提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その 他関係書類に基づき、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続きを実施した。

# 2 監査の結果

総体に概ね良好であると認められた。

庄内町長 原田 眞樹 殿

庄内町監査委員 斎 藤 昌 史 庄内町監査委員 石 川 保

財政援助団体監査結果報告書の提出について

## 財政援助団体等監査結果報告書

# 1 監査の概要

# (1) 監査の対象

庄内町社会福祉協議会に対する財政援助に係る出納その他の事務の執行について 監査を行った。

補助金等の名称及び金額 庄内町社会福祉協議会運営費補助金

43,321 千円

### (2) 監査を執行した日時

平成 27 年 8 月 17 日(月曜) 午前 9 時 30 分から午後 3 時 30 分

# (3) 実施した監査の手続き

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、当該団体に対する補助金等に係る出納 その他の事務の執行について、提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その 他関係書類に基づき、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続きを実施した。

### 2 監査の結果

総体に概ね良好であると認められた。